

再犯防止推進計画の策定について

1 策定の背景と意義

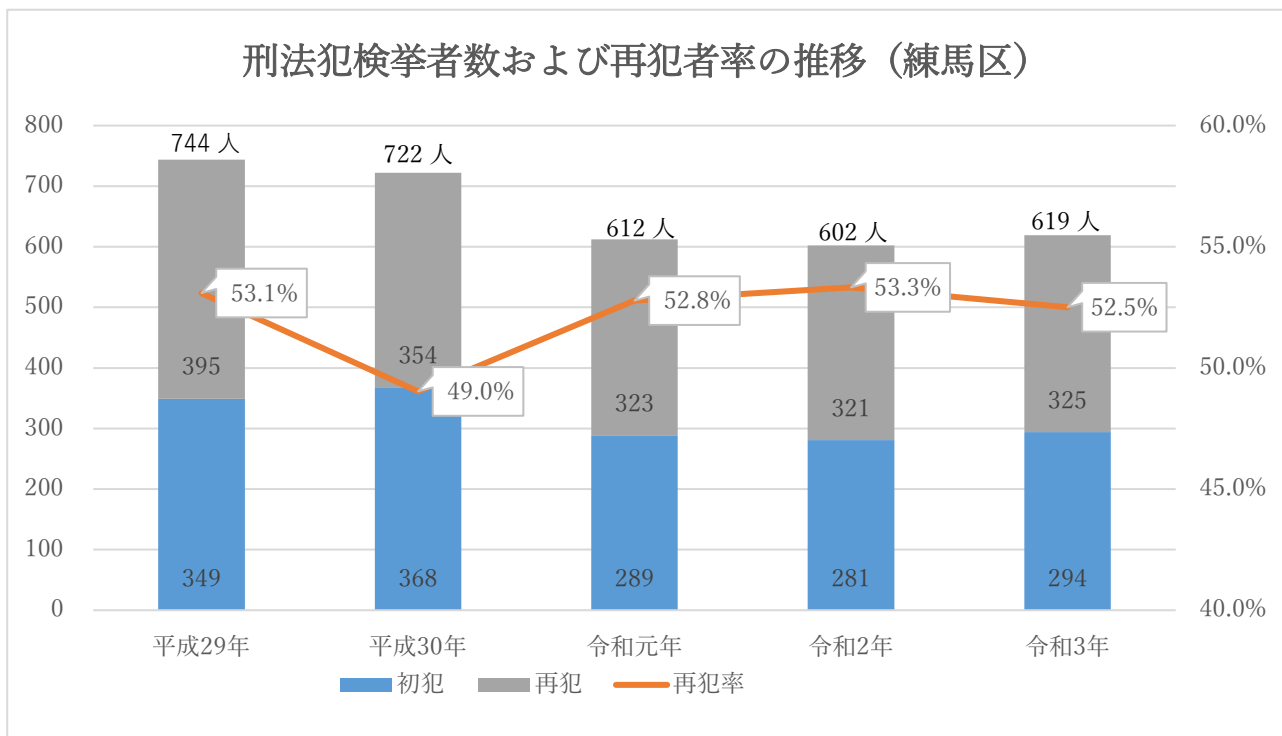
全国的に、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇し、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっている。

この現状を踏まえ、平成 28 年 12 月、「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」が公布・施行された。この法律には、『地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する』こと（第 4 条第 2 項）、『都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）を定めるよう努めなければならない』こと（第 8 条第 1 項）が定められている。

練馬区においては、実施している福祉サービスをはじめとする各種支援が再犯防止、そして更生保護へつながり、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを助け、『ずっと住みたいやさしいまち』となるよう、次期地域福祉計画に包含する形で練馬区再犯防止推進計画を策定する。

2 再犯者等に関わる状況

※法務省矯正局提供データ



練馬区の刑法犯検挙者数は過去 5 年で減少傾向にあるが、再犯者率は初犯者数の約半数となっており、全国・東京都と同様大きな割合を占めている。

3 国の第二次再犯防止推進計画（令和5年3月策定）の概要

■基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

■7つの重点課題とその具体的施策

- ① **就労・住居の確保**
 - (1) 就労の確保
 - ・寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実 等
 - (2) 住居の確保
 - ・地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供 等
- ② **保健医療・福祉サービスの利用の促進**
 - (1) 高齢者又は障害のある者等への支援
 - ・福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化 等
 - (2) 薬物依存の問題を抱える者への支援
 - ・矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施 等
- ③ **学校等と連携した修学支援**
 - ・矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
 - ・学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止 等
- ④ **犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導**
 - ・拘禁刑創設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実 等
- ⑤ **民間協力者の活動の促進**
 - ・持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援 等
- ⑥ **地域による包摂の推進**
 - ・国・都道府県・市区町村の役割の明確化 等
- ⑦ **再犯防止に向けた基盤の整備**
 - ・矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備 等